

平成23年第13回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年7月11日(月)
場 所 光が丘四季の香小学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第47号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書 〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書 〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第9号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件 採択会議について 〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第10号 練馬区立中学校教科書採択についての陳情書
〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第11号 中学歴史教科書採択に関する陳情書
- (7) 平成23年陳情第12号 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書
- (8) 平成23年陳情第13号 区の中学校教科書採択についての陳情
- (9) 平成23年陳情第14号 練馬区立中学校の教科書採択についての陳情書
- (10) 平成23年陳情第15号 教科書採択についての陳情書

3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について 〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
練馬区教育振興基本計画の策定について
教育委員会における節電行動について
平成23年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について

教科書展示会の実施状況について
指定管理者との協定締結について（武石少年自然の家）
練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書について
練馬区立図書館の指定管理者の選定について
平成23年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
その他
その他

5 視察

(1) 光が丘四季の香小学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時20分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同 新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	山 根 由 美 子
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同 スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 8名

委員長

それでは、ただいまから、平成23年第13回教育委員会定例会を開催する。

本日は、光が丘四季の香小学校のランチルームをお借りして、出前教育委員会として行う。学校の皆様にはご協力いただき、ありがとうございます。

なお、本日は案件の最後に授業の視察と、午後1時40分から、体育館において児童の皆さんとの意見交換会を予定している。日程の進行については、各委員のご協力を願います。

本日は傍聴の方が4名見えている。よろしく願います。

では、案件に沿って進めていく。

本日の案件は、議案1件、陳情10件、協議1件、教育長報告9件、視察1件

である。

(1) 議案第47号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

初めに議案である。議案第47号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則。では、この議案について、報告 も関係すると思うので、あわせて説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお願いします。

外松委員

それでは、参考資料の改正の理由のことで、ちょっと1点わからないことがあるので、質問する。(1)の3館の図書館、視聴覚室、会議室、そして、展示コーナーの利用承認について、各施設の指定管理者の業務とするためとあるが、現在、ここに掲げられている3館は(1)に関しては、どのような業務スタイルになっているのかを教えていただければと思う。

あとあわせて、指定管理者の業務とすることによって、どういう変化が考えられるのか。例えば、こういう面で利用者にとっていいとか、その辺を教えていただけたらと思う。

光が丘図書館長

まず、1点目であるが、今現在は職員がいるので、その者が利用承認を行って、料金の授受が生じる場合は、職員が行うが、その部分は指定管理者が行う予定である。

2点目の指定管理者になって変化があるかどうかということであるが、利用者の方にとってはメリットはあまりないということがある。ただ、あいている時間内、毎日とか、視聴覚室とか、春日町図書館には展示コーナーがあるが、そのあいている時間をどのように使うかというところが、私どもも指定管理者に求めていきたいということがある。そうした提案も期待している部分なので、あいているところを有効に使ってほしいという考えがあったので、そういったところは考えられるのかなと思っている。

安藤委員

質問である。今まで南田中図書館、施行条例の管理規則の第17条は南田中図書館についてのみとしていたものを、今回3館指定管理者にすることによって、練馬区立図書館と変更すると伺ったが、それ以外の図書館がある。それに対してすべて練馬区立図書館と、条例の言い方を変えて大丈夫なのかということをお教えいただきたい。その辺は

問題があるのか。

今までは、南田中図書館と1つの図書館に限定してあった指定管理者制度に、それに加えて平成24年度から3館やるということで、練馬区立図書館という変更をした。しかし、ほかにも図書館があるわけで、練馬区立図書館としたことによって、ほかの図書館も条例の文章上、含まれてしまう。そのあたりは問題ないか。

光が丘図書館長

問題はないと考えている。条例で限定しているので、ここの部分では、練馬区立図書館というのは、条例で定められた4館に関してできるということで、問題はないと考えている。

安藤委員

別の条例には4館限定して記述しているということか。

光が丘図書館長

そのようにした。

教育長

資料8の説明があったが、第3条に規定する事業に関する業務で、イトオについては、一次的な候補の抽出業務に限るとおっしゃった。これはどういうことをいっているのかというのをもうちょっと詳しく。

光が丘図書館長

今現在は、指定管理者がいる南田中図書館があるが、南田中図書館には、資料収集のやり方として、一次的な候補ということで、南田中図書館の蔵書構成とか、利用者のリクエストとか、12館の蔵書の構成などをかんがみて、光が丘図書館にこうした資料を購入したいという希望を上げている。それが一次的な候補の抽出ということである。

それを受けて、光が丘図書館で、その資料が購入に適するかどうかということを改めて全体の構成とか、図書館の地域のニーズとかを職員の間でもう一度確認して、確定していくというプロセスである。

教育長

大事なことなので、あえて申し上げるが、要するに、指定管理者、事業者、その事業者資料の収集とか、そういうものを任せるとはなくて、実質的に候補者をこの中で、資料の収集・廃棄については、あくまでも区が最終的にきちんと判断するというのを加えるようにしていくということでぜひお願いしたいと思う。

委員長

ほかにご意見はあるか。

外松委員

ただいまのところに関しては、今、教育長が、図書館長がお話しされたように、業務をすべて任せてしまうのではなく、区として責任を持つということが大切と、私も同じように考えている。

委員長

ほかにあるか。よいか。

では、ここでまとめたいと思う。議案第47号については、承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第47号については、承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について、この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見ながら、審査を進めていくこととしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は継続とする。

- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書 〔継続審議〕
(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書 〔継続審議〕

委員長

次の案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書、また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書、この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、練馬区全体として対応中と伺っている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号は、いずれも継続とする。

- (4) 平成23年陳情第9号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件 採択会議について〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第9号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する件 採択会議について、この陳情案件について、本日結論を出したいと考えている。では、陳情事項の1についてのご意見を伺う。

安藤委員

1番であるが、この陳情者は、「採択会議では従来の「二社に限定した中での択一方式」ではなく」としているけれども、今までの採択はそういった2社に限定した中での採択方式ではないと思う。あくまでもすべての教科書にあたり、その中から良いと思うものあげていったので、この内容は違っていると思う。

天沼委員

私も同意見である。これまで、昨年も採択会議の委員としてかわらせていただいたが、採択すべきものをあらかじめ1社、2社に絞り込むということはなかった。そのような規定もない。したがって、ここにある2社に限定した中での採択ではなかったと思う。今年もこのような方向でいきたいと思う。

それから、長所、短所である。尽くした後に採択ということは、それぞれ採択の意義が、みずからの判断ですべての教科書を、内容を読ませていただき、いい点、悪い点を考えながら、責任を持って採択に臨んだ。したがって、これも上げてどうこうということではなかったと思うので、1についてはそうではないと答えたいと思う。

外松委員

私も採択に関しては、教科書会社の教科書をよく見て、検討させていただいている。こちらにあるように、初めから2社に限定した中でのという進め方はしていない。そして、文部科学省からも、教科書採択に当たって、改善の通知ということで、最初から絞り込んでいくことはしないようにという通知も受けている。とにかく適正に、公正に行っていきたいと思う。

教育長

陳情の方の2社に限定しているという認識については、我々としてはそうではないということは申し上げざるを得ない。各委員の推薦が重なって、たまたま2社が取り上げられるというのはあると思うが、その場合でも、各委員は、各社すべての教科書につい

て目を通してあるので、陳情者の指摘は当たらないと考えている。私としては、陳情事項1については不採択であると考えている。

委員長

私も皆さんと同じように、初めから2社に絞って限定して選んでいたわけではなくて、各委員がそれぞれで熟考した上で、結果的に皆さんそのようになっていると思うので、すべてそういうことで1については、採択しかねるということでしょうか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情事項の2、それから、内容が関連しているので、3についてもあわせてご意見をいただけたらと思う。

天沼委員

陳情者も挙げておられるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と、東京都教育委員会からの教科書採択事務の改善についてという通知があって、それによって、区が独自に採択できるようになった。したがって、採択権者として、その立場で私たちは責任を自覚し、採択をしている。みずからの判断で採択すべき教科書を決定しているということなので、ここにあるように、指導序列が存在しているというものではないと思うので、これについても、2番、3番、どちらもそうではないとお答えしたいと思う。

教育長

2項については、指導序列という解釈が、陳情者と違うかなという印象を持った。確かに指導、助言、援助という項目の中では、どうしても仕事をしているわけだが、本来的には教科書採択指針とか、教科書選定資料があるわけで、私どももそれに反するわけではない。むしろ国も東京都についても、採択権者の権限と責任という部分については、しっかりと認識した上で、教科書採択を行ってほしいとむしろ言っているわけである。練馬区教育委員会としては、採択権者であるわけだから、その責任と権限に基づいて行うべきと考えているので2番については不採択とせざるを得ない。

3項目目については、陳情者の方々がおっしゃるいわゆる「内容」ということに関して、私どもと認識が違うかなと思っている。私どもも、この間、採択要綱とか、諮問文においても、しっかりと中学校の学習指導要領に示された各教科、分野の目標等を勘案して答申してほしいとはっきり申し上げているし、今回、事務施行細目においてもそれを前提としてその内容を10条に明記している。そういうことを勘案すると、陳情者のおっしゃることの内容と私どもが認識する内容とはいささか違うのかなという印象をめぐえないものがある。いずれにしても、私どもとしては調査報告書をもとに、それを参考にしながら、総合的な観点からしてということで採択に臨んでいるわけであるので、この第3項についても、認識がいささか異なるかなということで、私は不採択と

せざるを得ないと考えている。

委員長

私も意見がちょっと重複するかもしれないが、述べさせていただく。陳情では、通知文の教科書の改善についての1の(1)の「教科書の採択に当たっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査・研究が必要である。」とあるのに答申の報告には、内容や記述がなく、通知を尊重していないとのご指摘のようであるが、それは少し正しくないのではないかと思う。

なぜならば、昨年の採択も教科書の装丁や見映えだけを重視してはいない。学習指導要領に基づいた記述内容について、評価基準を定めて調査・研究をしているからである。その評価基準が、今もお話にあったが、練馬区立学校教科用図書採択要綱事務施行細目の第10条に掲げられている。

例えば、ウのところ、生徒の興味、関心を引き出す指導や、教材等の工夫があり、生徒が主体的に学べる内容であること、エでは、基礎的、基本的な知識および技能を習得でき、かつそれらを活用し、課題を解決する内容が選択されている。オでは、思考力、判断力、表現力を身につけるのに適する内容であること、カ、言語活動の充実を高める内容であることなど、まさに新学習指導要領に基づいたものとなっている。教育長のご発言のように少し内容についての見解が異なるものではないかと思う。今年度の採択においても、教科書協議会、調査委員会、各校研究会とも、この細目の基準に従って評価することになっているので、当然新学習指導要領に基づいた内容についての評価がなされるはずだと思う。

しかし、この陳情では、答申や報告がなされる前から、学習指導要領に基づく記述内容が出てこないかと断定しておられるので、この陳情は少し受け入れられないと考える。

事務局にちょっとお聞きするが、平成21年3月30日付の通知については、各校研究会や教科書協議会、調査委員会等に十分周知しているか。

教育指導課長

教科書採択に当たっては、当初、今年度4月に文部科学省と東京都教育委員会から通知が出されているので、まず、今年度の教科書採択ということで、その関係する通知を配付している。

また、委嘱式の日配付するわけであるが、その際に、ここ数年、教科書の改善ということで、さまざまな通知が出てきている。そのことについては、委員に口頭でも、先ほど委員長からお話があったが、平成20年3月告示の学習指導要領に示された改定の方針や、各教科、分野の目標等を十分踏まえた調査研究をしてくれということ。そして、当然のことながら、教科書の体裁といったことだけではなく、内容についても十分に検討してほしい。特に、教科書が厚くなって、新しい教科書観ということが言われているので、そういった部分について、内容面には極力研究していただきたいということをお願いしているところである。

以上である。

委員長

そのようなことである。皆様方のご意見を合わせると、この陳情については、不採択としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第9号は不採択とする。

(5) 平成23年陳情第10号 練馬区立中学校教科書採択についての陳情書
〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件、平成23年陳情第10号 練馬区立中学校教科書採択についての陳情書、この陳情案件についても、本日結論を出したいと考えている。陳情項目の1から3については、教科書採択そのものについての陳情項目であり、陳情要旨にかかわる内容と思われるので、まず、陳情項目、1から3について、各委員のご意見を伺いたいと思う。よろしく願います。

天沼委員

1、2、3それぞれ、このとおりと、まずはとらえた。例えば、1は、教育現場での検討の意義も十分尊重して、反映できるようなということがある。それから、2番も、保護者などの意見を重視して、子供たちにふさわしい教科書、3番目が、憲法の基本理念である主権在民の意識を身につけること、まさにそのとおりではあるが、これを陳情要旨と照らし合わせてみると、実は陳情要旨の末尾に、子供の権利条約および憲法の基本的理念により沿った内容となっている教科書を採択されるようという文言がある。そうすると、改めてそういう観点から、陳情項目を見直す必要が出てくることになる。

教科書は、この2点に限って採択しているわけではないので、観点を絞り込んで、私たちが採択をするということは当たらないのではないかと思うので、それぞれについては確かにそうであるが、趣旨、要旨とかかわらせて考えますと、これは採択できないのではないかと考えた。

以上である。

外松委員

陳情項目1の終わりのところで、教育現場の検討と意見を重視しとある。確かに子供にかかわっている先生方のご意見は非常に大切だと思う。ただ、採択に至る歴史を振り返ってみると、かつてはそういう現場の先生方の投票によって、教科書が決められていたと言われている。それは、責任が非常に不明確で、現在は先生方、そしてなおかつ保護者も採択にかかわる調査委員会で、メンバーとしてちゃんと入れた上で、本当に採択

のあり方が公正になるように、そして、手続が適正に行われるようにと、多分いろいろなことがあって、そういう中で現在の形に、より民主的な方法で教科書が採択されるよう変化して、現在の形になってきているんだと思う。ですから、一部の方の考えのみを重視して、それでしてほしいという要望は受け入れがたいかなど考える。

安藤委員

私も、言葉の問題かもしれないが、重視しというところに関して、やはり参考にもするし、大切な意見として注目した上で採択に当たりたいと思っているが、調査委員会からもいろいろ意見が出ているので、そこを重視するというのは、実際には当たらないのかなという気がする。また、実際に委員の中には、教職員や保護者などが入っているので、しかも既に選定されて、諮問を伺っているところなので、選定してくださいというところに対しても、もう既に決まっているということで、ご理解いただければと思う。

教育長

皆さんがおっしゃったことの繰り返しになってしまうが、確かにさっき外松委員がおっしゃったように、先ほど私も申し上げたように、教科書採択という権限が教育委員会に移るまでにはいろいろと変遷があったわけである。その中では、先ほどおっしゃったように、ある意味では、昔は学校票といったんですが、学校の側で決めるみたいにやっていた。それはやはり違ふだろうという反省の中で、教育委員会に権限を集中した上で、適正に採択していくというそういう経過がある。

陳情書を見せていただくと、どうしても当時の考え方を重視するというような印象が私としてはぬぐえない面があるので、そういう意味では、特定の人たち、あるいは特定の考え方に沿って、教科書採択をするのではないという観点からすると、3点については、ちょっと私の意見とは相入れないかなど考えている。

委員長

私も皆さんと同じ意見である。教職員、保護者などの意見というのは、教職員からしたら、各校の研究会の中に教職員の意見が反映されている。保護者も各組織の委員になっていたり、今回展示されている教科用図書に関するアンケートのようなものもあるので、そういったものを十分聞き入れる体制はできていると思う。私どもはそういった答申や資料、アンケート結果等に十分目を通して、参考にしている。

ただ、ここに書いてあるように、そのことを重視する。それから、反映する。何か限定的な方々の意見、限定的な声が主権在民というあたりになっているので、やはりこれはおっしゃることは十分わかるが、陳情として、このまま受け取るとはできないのではないかと考える。皆様のご意見、1、2、3は採択できないということであるので、次に参りたいと思う。

では、項目の4について伺う。すべての情報を公開してくれということである。

外松委員

調査・研究から採択に至るまでのすべての情報を公開してください。とあるが、文部

科学省の通知にも、教科書採択に関しては、静ひつな環境の中で、ざわついたりするようなことがないような中で、公正、適正に行うようにすることが、通達で来ている。氏名とか、全部あらかじめ公表してしまうと、どのような圧力がかかるかわからない。教科書会社に関して、文部科学省は決して力をかけたりすることがないようにと非常に厳しい通達を出している。そういう中で、とにかく公正、適正に教科書を選んでいくんだということが、たびたび指導されている。というわけで、練馬区もこの後、採決が終わったら、すべての情報は公開しているの、これは受け入れがたい。採択後はすべて公開しているの、ちょっとお待ちいただきたいと思う。

天沼委員

趣旨はそのとおりで、練馬区の学校教科用図書採択要綱事務施行細目とか、練馬区の学校教科用図書採択要綱をお読みいただければ、公正を確保するために、審議の経過および教科用図書の採択にかかわる資料等は原則として非公開、ただし、採択後はこの限りでないという趣旨のことが、こちらに触れているので、公正に行うという点から、途中経過、途中、途中で委員名を出したり、資料を出したりということは望ましくないと考えるので、練馬区の諸規則に従って、私も4番目の陳情項目については、不採択がよろしいのではないかとと思う。

委員長

そういうことで、4番については、不採択であるということである。

では、項目の5について伺う。会場のことについてであるが、これまで傍聴席について、どのようになさっていたのか、経過を事務局より説明していただきたいと思う。

学校教育部長

傍聴人の数を増やしてほしいという陳情については、これまでもあった。また、議会等でも複数の議員からそのようなお話があった。その中で、私からお答えさせてもらったので、今の委員長の点について説明をさせていただきたいと思っている。

現在、傍聴人については、練馬区教育委員会傍聴人規則というのがあって、その中で傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とするという言い方をしている。この基準というところで、現在常設席として10席、必要に応じて18席まで増やすことができる、こういう取り扱いをしているところである。

これは従来10席であったが、平成12年に要望や陳情があって、18席まで増やしてきた経緯がある。18席でも足りないのではないかとのご意見等があったけれども、私どもとすれば、審議する案件の性質を考えて、適切な審議環境を担保するということから、従来から本庁舎の12階の教育委員会室で開くという前提で、傍聴人の数の増加に対応してきたものである。従来からさまざまなこうした同様の陳情、あるいはご意見に対しては、そのような回答を行っているものである。

以上である。

委員長

今までの経緯をお話しいただいた。それを参考にして、また皆さん、ご意見を願います。

教育長

教科書採択に大きな関心を寄せていただいている中身であるが、傍聴の希望は多いということについては理解しているが、今部長が話したように、あるいは6月議会で申し上げたように、静ひつな審議環境にするためということで、審議環境を整えることも非常に重要な事柄だと思っている。

特に教科書採択の関係については、各委員が調査・研究して、それぞれの意見を表明して一つの結論を出していくという経過を経て、公正にやっていただいているということからすると、審議に集中するという、ある意味では、平常と同じような環境はきちんと維持していくことがふさわしいのではなかろうかと思っている。そういう意味では、全員を入れて、そこでという話はなかなかないかと私としては考えている。

委員長

ありがとう。ほかにあるか。では5番は不採択ということでよいか。

外松委員

ただ、教科書を採択するのに関して、練馬区の子供たちの未来ということでは、区民の皆様がこんなに関心を持ってくださって、入りたいと言ってくださっている、そのことに関しては、本当に感謝していきたいと思っている。

ただ、現実には限りがあるということで、また、私たちというか、私がそういう皆様の思いをしっかりと受けとめて、採択に際しては、しっかりと責任を果たしていかなければいけないなと感じている。

天沼委員

私も全く同感で、非常に関心を持っていただいていることに対しては、感謝したいと思う。ただ、この陳情要旨の中で、希望傍聴者全員が入室できるような会場で開いてくれとなると、またちょっと事情が違うところがあるかと思う。この陳情者が求めていらっしゃるような、関心をお持ちの方が、大挙して会場に入室されるということになると、先ほどから指摘があるように、静ひつで適正な審議環境を維持できるかどうかということになると、私が思うに、非常に心細いというのがある。心細いというのは、まずいが、平常心を持って採択に臨めるかという点で疑問があるのではないかと思うので、私はこれは採択できないと思った。

以上である。

委員長

理由を繰り返さないが、皆様、5番に対して不採択という意見のようなので、不採択としたいと思う。

6番、項目6について伺う。ご意見、ご質問があったら。

教育長

この件については、以前からご要望もあるが、現時点では見本本の冊数に限りがあるので、その中で調査・研究もしなくてはならない。そしてまた展示もしなければならぬ。そういう中で、今以上に展示会場を増やすことは、現実には難しいかなと思っている。直ちに希望を実現するというのは難しいと申し上げざるを得ないと思っている。

外松委員

総合教育センター所長にお伺いしたいのだが、今年は特別展示と法定展示ということで、6月7日から、あわせて6月末まで、センターで展示をしたが、大体どのくらいの方がお見えになったのか。

総合教育センター所長

本日4、報告の中で教科書展示会の実施状況についてまた報告させていただくが、今年度は閲覧された人数が延べ77人、ちなみに小学校の採択がえがあった昨年度は61人であった。

委員長

よろしいか。ほかにご質問やご意見があったら、願います。
では、冊数に限りがあるということで、採択できないということによいか。
そうすると、まとめたいと思う。陳情第10号に関しては、項目1から項目6まで不採択ということによいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第10号は不採択とする。

- (6) 平成23年陳情第11号 中学歴史教科書採択に関する陳情書
- (7) 平成23年陳情第12号 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書
- (8) 平成23年陳情第13号 区の中学校教科書採択についての陳情
- (9) 平成23年陳情第14号 練馬区立中学校の教科書採択についての陳情書
- (10) 平成23年陳情第15号 教科書採択についての陳情書

委員長

本日新たに5件の陳情が提出されている。平成23年度陳情第11号 中学歴史教科書採択に関する陳情書、平成23年陳情第12号 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書、平成23年陳情第13号 区の中学校教科書採択についての陳情、平成23年陳情第14号 練馬区立中学校の教科書採択についての陳情書、平成23年陳情第15

号 教科書採択についての陳情書。
この陳情書について、事務局より願います。

事務局

陳情第11号から第15号まで一括して読み上げる。

陳情第11号 読み上げ

説明等についてはお目通しを願う。

陳情第12号 読み上げ

陳情の趣旨等はお目通しを願う。

陳情第13号 読み上げ

理由については、お目通しを願う。

陳情第14号 読み上げ

陳情の理由についてはお目通しを願う。

陳情第15号 読み上げ

陳情の経緯、理由等が前半に記載されている。お目通しを願う。

以上である。

委員長

これらの陳情については、本日は読み上げのみとして、次回以降に審議したいと思うので、よいか。

それでは、平成23年陳情第11号、第12号、第13号、第14号、第15号については継続とする。

(1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に協議案件である。区立幼稚園の適正配置について、この議案については、前回の説明であったとおり、検討組織を設置するという事だったので、今後の協議については、その結果などを受けて進めてまいりたいと考えている。ついては、本日は継続したいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については、継続とする。

(1) 教育長報告

練馬区教育振興基本計画の策定について
教育委員会における節電行動について

平成23年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について
教科書展示会の実施状況について
指定管理者との協定締結について（武石少年自然の家）
練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書について
練馬区立図書館の指定管理者の選定について
平成23年度「子ども読書の日」記念事業の実施結果について
その他
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は案件表にあるように、9件の報告をさせていただく。なお、については、先ほどご説明させていただいたので、よろしくお願いします。

委員長

それでは、報告の1番についてお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問があったら、お願いします。

安藤委員

文教委員会と教育委員会それぞれで計画となっているが、その関係みたいなものを教えてほしい。文教委員会、計画の策定、教育委員会も計画（素案）となっているが、その関係、2つの委員会で案をつくって、最終的に合わせる、その関係みたいなものを教えていただけたら。

庶務課長

これについては、懇談会からの意見をいただきながら、素案というのを1つつくり、それについて、また広く区民の代表である議会にもご意見をいただき、なおかつ最終的にはこちらの教育委員会でご意見をいただいて、内容を固めていくという形である。だから、文教委員会で案をつくるとか、教育委員会が案をつくるとかではなくて、1つの素案をつくった中で、さまざまな場面でご意見をいただくという形である。

安藤委員

ありがとう。

外松委員

今の安藤委員と全く同じことを私もお伺いしたいと考えていた。教育振興基本計画ということなので、大変大切なことだと思う。今お話を伺って、おおよそはこんなことなのかなと自分の中にはイメージしているが、懇談会から出た素案を議員の文教委員会にかけ、そこでいろいろなお意見を取りまとめて、調整しながら、再度案を練っていくと考えてよろしいか。

庶務課長

やはり素案というのは、たたき台になるので、たたき台をつくった中で、さまざま議会、教育委員会、あるいは、区民意見反映制度ということで、広くご意見をいただいて、それらを踏まえて、もちろん反映できるところとできないところはあるけれども、さまざまなお意見をいただいた中で、1つの案にしていきたいと考えている。

教育長

教育振興基本計画を決めるのは教育委員会なので、その前段で文教委員会に、議員の方の意見をいただく、あるいは区民意見反映制度で、区民の方の意見をいただくというのはあるかと思うが、素案を決める、それから、素案から案になる、あるいは案から最後に確定という形の、その決定主体はあくまでも教育委員会を決めるということなので、そこだけつけ加えさせていただく。

委員長

よいか。

安藤委員

いろいろな立場のいろいろな方のご意見を伺えるというのは大事なことなので。

委員長

ほかによいか。
それでは、報告2番についてお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問。

天沼委員

2つほど、1つは、いろいろな箇所でも節電をしなければいけないということで、その方針はわかるが、学校でこういうふうにも節電してく上で、教育課程上、何か問題が生じ

るということはあるか。

庶務課長

7月の校長会でもお話したが、節電、節電ということであまりやると、お子さんたちの熱中症とか、そういった部分も懸念されるので、その部分については、バランスということでやってほしいということでお話しさせていただいた。

学校については、区立施設の過半数の電力を使っている状況なので、その意味ではやはり目標を達成するに当たってはかなり中心的な役割を担わなければいけないのかと思うところがある。一方で、お子さんたちの健康の面にも配慮しなければいけない。その辺はバランスをとりながら、これからやっていく。

天沼委員

もう1点であるが、(2)で学校ごとの節電行動計画を作成してという説明があったが、例えば、子供たちがペットボトルを持参するとか、うちわなどを持ってくるとか、いろいろ独自の対応策もとれるのではないかと思うが、そのあたりについて区として何か備品を購入するとか、そういったサポート、支援対策はあるか。

学務課長

今回、特別にこのような取り組みをするのでということで、各学校で配布するということはない。学校で考えていただいて、各校長の判断で必要なものを購入することはあるかもしれない。

外松委員

ちょっとわからないので、教えていただきたい。2ページの その他というところに、給食調理室の熱風保管庫というのがあるが、これはどのような、ご説明だと、現在は4時から運転しているけれども、今後は節電として、午後8時からの運転とあるが、この熱風保管庫というのとはどのような役割をするものなのか。

施設給食課長

子供たちが食べる給食なので、非常に衛生管理が重要なので、熱風で消毒する必要がある。そのために食器とか、調理器具、そういったものについて、職員が給食を終わった後にすぐ使うと、一斉に電力を消費する形になるので、それを翌朝、また調理する、あるいは配膳するまでに間に合わせるくらいなら、何も夕方の時間に使うことはないだろうということで、電力を使う時間をなるべく平準化するという意味では、タイマーを設定して、学校によっては非常に台数が多いので、7台、8台置いている学校もある。中には1台という学校もあるが、時間をずらしながら、1台ずつ保管庫のスイッチが入るようにしていくことで平準化ができるのではないかと、そういう考えから午後8時という形になっている。

以上である。

外松委員

一般的な電力のピーク時を避けてやっていくということ。わかった。

天沼委員

各学校の節電行動計画について、これから作成していただくことになるが、大学などでは輪番制で、学校の棟を決めて、とめてしまうということをする。学生が多い教室は、うだって、もう入れなくて、そういう計画、とにかくふたをあけてみないとわからないが、例えば、冷房をとめるということもここでは考えられる。あってほしくないと思うが、いかがか。

庶務課長

夏休み期間中、本当に使っていないところはとめてしまうことは間違いはないが、補習等で来る場合については、なるべく分散しないで1カ所で部屋を使ってやっていただきたいということはある。加えて、夏季休業日については、それぞれ学校で3日間の完全休業日を設けていただきたいということをお願いしているので、その中で対応していただくということである。

天沼委員

いや、そうではなくて、暑いさなかというのは、8月、9月まだずっと続くと思う。そうすると、学校も授業時間中、過ごしている時間中、教室その他の場所で、そこで節電計画の中で、冷房システムというか、そういうのをとめてしまうということは考えられることなのか。

庶務課長

基本的には、冷房はつけてやるということである。室温を28度に設定して、それをするので、かなり節電になる。現行進めてきた中で、学校とか保育園あたりは、そこで冷房をとめるというのはなかなか難しいということがあって、冷房は28度ということにして、あとは照明とか、そういったもので調節していただくというのが、もちろん使わなければ、消すとかということもあるが、そういうところで利用されている。

委員長

私は健康管理が大事だと思うので、バランスをとりながら、計画を立てていただくことになるかと思う。

安藤委員

もし間違っていたら訂正していただきたいが、学校の冷房というのは、ガスを使っているものが多いのかどうなのかわからないが、そんなに節電効果があるのかなというのがある。子供たちの健康を考えたときに、冷房、冷房というのもどうかなというのが1つと、あと学校ごとに節電行動計画となっているが、広い練馬区の中で、緑の多い地域にある学校と、光が丘のようにフェーン現象の影響を受けやすい場所といろいろあると

思うので、各学校ごとにとというのは、もしかしたら、おかしいのかなという気は、もちろん学校ごとに計画をつくるのは大切だと思うが、その前に、事情も違うので、その辺を少し考慮していただけたらと思う。

それからもう一つ、体育館等の照明であるが、今LEDにかえられているが、こういった省電力の照明にかえていただくことは、そういう計画はあるか。今は、熱も持つので、そういった部分でも、もしLEDにかえればいいのか、予算とか何かがあるのだと思うが、大変だとは思いますが、いいのかなと思う。

庶務課長

まず、冷房であるが、基本的には、安藤委員がおっしゃったように、ガスだけでいいが、送風するには電気を使うので、そういう点はあるが、今後そういう努力をどこまでやるかというのが、夏の冷房対策には一番必要かなと考えている。

小学校だけではあるが、グリーンモニターという形で、ガスの料金料の毎日の状況が把握できていて、それによると、6月1日から28日まで、去年の6月の状況に比べれば、ほぼ20%程度の節電ができているといった状況があるので、そういった意味では、現在の取り組みを進めていただければ、18%という水準は達成できると。

2点目は、確かにそれぞれ学校で地域特性があるので、それに応じたというのは、小まめにやればいけるだろうが、こちらこの学校はこういったやり方といったことはなかなかしきれない部分もあるので、学校施設、生涯学習施設が全体といった中で、何%以上の削減というところで一つ決めさせていただいている。もしくは、施設の状況に応じて、かなり、10%ぐらい対策ができているところもあるし、逆にさっきのように、増えてしまっているところもないわけではないが、全体として見れば、学校全体で18%以上というのはできている。それぞれの学校の特性に応じて、それぞれの学校でバランスのとれた取り組みをしていただくことで、それが達成できるのかなと考えている。

施設給食課長

体育館の照明の件である。現在、体育館の照明は白熱灯と水銀灯が多分使われているが、白熱灯のほうは、製造が中止になっていて、もう使うことができない状態になっている。そのときの入れ替えということで、1つは、LEDライトというお話だったが、今現在LEDライトで体育館の照明につけられるほどの大きさのものが、いわゆる一般的な大きなものはまだ製造されていない。非常に小さいところにつけているところはあるが、まだ一般的に普及していないことと、あとJIS規格がまだないので、LEDライトを今の時点で使うということが、今後JIS規格が入ってきたときに、それを全部また入れかえなければいけないところがある。その意味で、まず、たしかセラミックライトという名前だったと思うが、ちょっと違っていたら、また訂正させていただくが、耐用年数が長くて、かつ消費電力が少ないものが出てきていて、LEDではないが、白熱灯が生産中止になっていることもあるので、そちらの省エネタイプの電灯につけかえるという形で今、少しずつ取り組みを進めていっている。ただ、一つずつというわけにはいかなくて、照明が非常に多いので、今後計画の中で体育館の照明については、入れかえを行っていくという形で考えている。

以上である。

委員長

ほかにご意見あるか。

天沼委員

先ほどの5)で、区で作成する節電ポスターやシールを見やすい場所にとあるが、区で作成するのもよいが、子供たちにポスターとか、そういうものを、美術か何かの時間を利用して、つくってもらって、コンクール形式で、よいものを選出して、みんなに節電に対して協力していただくような意識を高めてもらう。子供たちの参加でそういうことを考えていただけたらいいかなと思うが、いかがか。

教育指導課長

今回区のポスター、シール配布にあわせて、今回出ていて、そういったものがかなりたくさんある。ただ、学校によっては、区の取り組みもそうなっているが、学級ごとに目標を決めて取り組んでいこうということになっているので、個人というよりも学級で何か節電に関するポスターをつくって、心がけていくということはやっていると思う。ただ、一律どの子供にもつくらせてということについては、今かなり豊富にあるので、やっていないということはある。

委員長

ほかにあるか。

教育長

節電は大事だが、先ほど委員長がおっしゃったように、子供の健康の件、心配なのはあまり暑くなりますと熱中症などむしろそちらのほうが心配で、いいよ節電はという気持ちになってしまう。私は本質的にはそちらのほうが大事かなと、健康管理が大事かなと思っている。この間の校長会あるいは副校長会で申したが、節電のことを言うときには必ず健康管理について配慮してほしいと言うようにはしている。きょうも午後体育館だと思うが、子供たちが節電意識を持ちつつも、健康でこの夏を過ごしてほしいということで教育委員会としてはしっかりと対応していきたいと思う。

安藤委員

先ほど庶務課長が各校ごとに細かく目標をとというのはなかなか難しいとおっしゃったが、確かにそう思う。ただ、私が申し上げたいのは、主に健康面のほうで一律の目標を設けたことによって、過度なプレッシャーがかかると、やはり教育長がおっしゃったように、子供たちの健康とかということが心配になるので、その辺を配慮していただけたらと思う。よろしく願います。

委員長

よいか。
それでは、報告の3番についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、質問をお願いします。
特にないということで次に行く。
報告4番についてお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお願いします。
ちょっと質問だが、6月30日で展示が終わっていると思うが、それ以降、センターに行けば、教科書を見ることはできるのか。

総合教育センター所長

展示会の終わった後の見本本の閲覧方法だが、今回の展示会のように、きれいにどこかの部屋にすべてを並べて閲覧していただくということはできないが、通年開館している常設の教科書センターで保管しているので、必要に応じて、出して見ていただくということは可能である。

委員長

申し出て、その場ですべてを出してくれる。

総合教育センター所長

はい、教科書センターの中に実際には箱に入れて収納しているので、必要に応じて、出して見るということはやっている。

委員長

わかった。皆さん、何か。
それでは、報告の5番についてお願いします。
申しわけないが、きょうは出前教育委員会なので、時間が随分詰まっているので、5番以降は説明だけということで、質問はなしということでお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとうございます。それでは、引き続き、報告6についてお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告7番が終わっているので、8番についてお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、その他の報告はいかがか。

生涯学習課長

軽井沢少年自然の家で、クマのふんが発見されたということがあったので、補足であるが、ご報告させていただく。毎年7月、8月、9月、クマの活動が活発になる時期である。今回ベルデ軽井沢の敷地内、正面玄関の右側に、外の散水栓があるが、その付近にツキノワグマと思われるクマのふんが、7月4日月曜日午後に見えられた。

このことだが、実は夜間の照明を消していたところがある。従来やぶの中でクマを目撃したとか、発信機をつけている熊は近寄ってくるといったことはあったが、今回については、発信機のないクマが、そばにいるということがわかった。

それについて、当日、移動教室が2校入っていたが、その学校のグラウンド横でのキャンプファイヤーの中止、少人数で朝晩施設周辺を散歩するのをやめるといった対応をとらせていただいた。

また、今後についても、移動教室等、あるいは個人利用があるので、実地踏査の際の注意、並びにグラウンド横でのキャンプファイヤーはやらないで、念のために、夜間のキャンプファイヤーは、施設の囲われた中で実施していく。そういった注意をしていくとともに、屋外灯の節電対応ということで消灯していたが、それについては、再度夜間照明をつけておくということに対応として実施しているところである。

なお、今、地元の町から委託されているクマの捕獲等、観察をしているNPO団体との調整をしていて、周辺の状況によっては、捕獲のためのわな等を仕掛けていって、発信機をつけるとか、そういった対策を実施していくということで今検討しているところである。

口頭であるが、ご報告したいと思う。以上である。

委員長

今後も安全対策に万全を期していただきたいと思う。

それでは、この後は授業の視察となっている。定例会は視察の終了をもって終了とする。